

平成 21 年 2 月 25 日
官民競争入札等監理委員会
配 布 資 料

経済産業研究所ホームページ
中国語サイトのコンテンツ翻訳・更新業務
民間競争入札実施要項（案）

経済産業研究所ホームページ中国語サイトのコンテンツ翻訳・更新業務 民間競争入札実施要項（案）

平成 21 年 2 月 25 日
独立行政法人経済産業研究所

1. 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下、「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、独立行政法人 経済産業研究所理事長は、公共サービス改革基本方針（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された経済産業研究所ホームページ中国語サイトのコンテンツの翻訳・更新業務（以下、「翻訳・更新業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本民間競争入札実施要項（以下、「実施要項」という。）を定める。

2. 翻訳・更新業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき翻訳・更新業務の質に関する事項

(1) 中国語サイトの目的

独立行政法人経済産業研究所（以下、「当研究所」という。）は、独立行政法人経済産業研究所法に基づき、「内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究等を効率的かつ効果的に行うとともに、成果を活用すること」を目的とし、研究成果を効率的・効果的に普及・提言していくことを業務の一つとしている。

その普及・提言手段として、ホームページの活用は非常に有効であり、とりわけ、経済のグローバル化、特にアジア諸国における経済が急速に緊密化している中、当研究所が日本と中国の経済研究の橋渡しになることは極めて重要である。また、当研究所は 2006 年に中国国务院発展研究中心との覚書（MOU）を締結し、研究協力体制の推進を行っている。

このような背景のもと、当研究所ホームページの中国語サイトは研究成果や政策提言を中国の学識者、研究者や政策当局の関係者に伝えることを目的として運営されている。

(2) 当研究所ホームページの構成

当研究所のホームページは、同じ構成で日本語・英語・中国の 3 言語のサイトを公開している。本業務の対象となる中国語サイトは、日本語サイトに掲載されたコンテンツのうち、中国当局の経済学者や一般国民にとって関心の高いもの、話題性のあると見込まれるものを中国語に翻訳して掲載している。

(3) 民間競争入札の対象となるコンテンツ翻訳・更新業務の詳細な内容

民間事業者は、以下に掲げる①～④の業務を一括して実施する。業務の実施にあたっては、①～④の業務を網羅した業務マニュアルを作成し、各担当者に周知徹底を行うこと。また、当研究所が実施するホームページ編集会議への出席（月 1 回程度）等、必要に応じて、当研究所担当者や日本語・英語サイト運営事業者とも連携をとりながら、業務を円滑に実施すること。

①中国語サイト掲載用原稿の翻訳業務

当研究所ホームページ日本語サイトに掲載されたコンテンツのうち、中国語サイトに掲載する必要のあるコンテンツについて中国語への翻訳を行う。民間事業者は次表中、種別Aは日本語サイトに掲載された全てのコンテンツについて、種別Bは日本語サイトに掲載されたコンテンツのうち当研究所から指示のあったコンテンツのみについて、中国語へ翻訳を行うこと。

なお、当研究所から経済用語に関する定訳リストを提供するので、リストに掲載のある用語については、特段の理由がある場合を除いてこれに従い翻訳を行うこと。

	HP中の大項目	中国語翻訳が必要なコンテンツ	1年当たりの予定翻訳コンテンツ数	1コンテンツ当たりの予定文字数（日本語ベース）	種別
1	研究テーマ	プロジェクト概要と成果	1	25,000	A
2	論文	ディスカッションペーパーの概要	50	600	A
3	出版物	各種出版物の紹介	6	3,500	A
4	イベント	Brown Bag Lunch Seminar Series (BBL) の議事録	15	3,500	B
5	寄稿・企画	「実事求是」（関コンサルティングフェローのコラム）	12	2,000	A
		コラム	20	3,000	A
		新聞雑誌等への寄稿	40	3,500	B
		「時事專訪」（インタビュー記事等）	12	3,500	B

※ 1年当たりの予定翻訳コンテンツ数は、過去の実績を元に算出している。

※ 表中の1は、例年4月～6月に掲載している。それ以外の2～5については、年間を通じてコンスタントに掲載（2～5の中から1週間当たり平均3～4本）であり、業務量に大きな変動はない。

②中国語コンテンツのウェブ製作・掲載業務

ア. 中国語コンテンツのウェブ製作・掲載

上記①で中国語に翻訳したコンテンツを中国語サイトに掲載すること。掲載にあたっては、原則として、W3C (World Wide Web Consortium) 勧告を遵守するとともに、JIS8341にも準拠したコーディングを行うこと。なお、当研究所では、セキュリティの都合上、公開サーバーに外部からファイルをアップすることを禁止しているため、コンテンツの掲載作業は毎週木曜日（木曜日が祝日の場合は翌

営業日)に当研究所内において行うこととする。また、コンテンツの掲載作業をする者は、当研究所の関連する各種規程を遵守すること。

イ.「更新情報」への掲載

中国語サイトに新しいコンテンツを掲載する際、併せて中国語サイトトップページの「更新情報」への掲載を行うこと。

③公開済コンテンツの確認・修正業務

公開済のコンテンツについて、リンク切れがないか、アクセシビリティが保たれているか確認を行うこと。また、コンテンツの内容について、誤字・脱字、誤訳等（以下、「ミス」という。）があった場合には修正を行うこと。

④中国語ニュースレター関連業務

当研究所の研究活動を紹介する中国語ニュースレター「電子情報」を月1回作成し、当研究所に提出すること。当研究所は提出されたレターを購読者に配信する。

ア. 中国語ニュースレターの作成

当研究所の研究活動を紹介する中国語ニュースレター「電子情報」を月1回作成する。ニュースレターの作成は、以下に掲げる構成で日本語の原稿を作成し、中国語翻訳を行うこととする。作成後、日本語原稿とともに当研究所に提出すること。

【中国語ニュースレターの構成】

- ・概算文字数（日本語ベース）：3,600字／回
- ・内訳（「イントロダクション（約500字）」、「特集記事（当研究所の研究活動の進捗を紹介する記事）（約3,000字）」、「特集に関連する当研究所コンテンツの紹介（リンク集）」）
- ・特集記事では、中国当局の経済学者や一般国民にとって関心の高いもの、話題性のあると見込まれるコンテンツを選び紹介することとする。なお、選定にあたっては、当研究所が毎年9月及び2月に民間事業者を提供する中国語サイトに関するアクセスログの情報（訪問者の訪問回数、検索エンジンサイトで入力された検索キーワード、アクセスルート等）を参考にすることができる。

イ. 中国語ニュースレターの配信

民間事業者から提出された中国語ニュースレターは、当研究所より購読者に配信する。

ウ. 配信した中国語ニュースレターの中国語サイトへの掲載

配信した中国語ニュースレターは、配信後、中国語サイトに掲載すること。

(4) 入札対象事業に当たり確保されるべきサービスの質

①日本語サイト掲載から中国語サイト掲載までの期間

日本語サイトに掲載されたコンテンツについて、以下の期間中に中国語に翻訳し中国語サイトに掲載すること。

- ・2,000字以内のコンテンツ：日本語サイトに掲載された日から8営業日を過ぎた日の翌週の木曜日

迄

・ 2,001 字以上 4,000 字以内のコンテンツ：日本語サイトに掲載された日から 15 営業日を過ぎた日の翌週の木曜日迄

・ 4,000 字以上のコンテンツ：日本語サイトに掲載された日から 30 日以内

なお、当研究所は中国語サイト上にある「更新情報」により、掲載状況の確認を行う。

②中国語翻訳の質の確保

翻訳の原稿となった日本語コンテンツの内容が、中国語サイト閲覧者に正確かつわかり易く伝わるよう翻訳の質を確保すること。

当研究所は、新規に掲載された中国語コンテンツについて、毎月ランダムに中国語のチェックを行い、ミスが発見された場合には民間事業者へ連絡する。民間事業者は、指摘のあったミスについて確認・修正を行うとともに、翌月以降はミスがないよう十分に注意すること。なお、民間事業者は、指摘内容について異議のある場合、当研究所と協議することができる。

(5) 契約の形態及び支払い

①契約の形態は請負契約とする。

②当研究所は、請負契約に基づき、民間事業者が実施する入札対象事業（以下「請負事業」という。）の報酬として、民間事業者は契約金額に 1/24 を乗じた額を毎月請求し、当研究所は請求を受けた月の翌月末までに民間事業者に支払う。

③報酬の減額について

ミスの数が以下のア又はイの基準以上（同じ種類のミスは 1 個と数える。）の月が 3 ヶ月続いた場合には、3 ヶ月目の翌月分の支払いについて支払額の 30% に相当する額を減額する。以降、ミスの数が以下のア又はイの基準以上の月が切れ目なく続く場合には、当該月の翌月分の支払いについて支払額の 10% に相当する額を減額する。

また、減額が 1 回以上行われ、かつ、ミスの数が以下のア又はイの基準以上の月が累計で 6 ヶ月となった場合には、当研究所は契約を解除することができる（8. (3) ⑩参照）。

なお、民間事業者が当研究所の指摘なしに発見し修正したミスについては、当該減額の対象としてのミスの数には計上しないこととする。

ア. 誤訳が 2 箇所以上

（この場合の「誤訳」とは、当研究所が提供した中国語定訳リスト及び対応する訳語が定着している用語に関する誤り、並びに原文の文意を変えてしまう翻訳等を指すものである。）

イ. 誤字・脱字が 5 箇所以上

3. 実施期間に関する事項

請負契約の契約期間は、平成 21 年 6 月 1 日から平成 23 年 5 月末日（2 年間）

4. 入札参加資格等に関する事項

(1) 入札参加資格

①法第 15 条において準用する法第 10 条（第 11 号を除く）に抵触しない者であること。

- ②予算決算及び会計令第70条の規定に抵触しない者であること。(なお、未成年者又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。)
- ③予算決算及び会計令第71条の規定に抵触しない者であること。
- ④法人税及び消費税等の滞納がないこと。
- ⑤独立行政法人経済産業研究所の契約に係る取引停止等の措置に関する要領(平成20年4月15日通達第17号)に基づき、当研究所から取引停止等されている期間中の者でないこと。

(2) 共同事業体での参加

単独で当該業務が担えない場合は、適正に業務を遂行できる共同事業体(当該業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成された組織をいう。以下同じ。)として参加することができる。その場合、入札書類提出時まで共同事業体を結成し、代表者を定め、他の者は構成員として参加するものとする。また、共同事業体の構成員は、上記(1)～(5)の要件を満たす必要があり、他の共同事業体の構成員となり、または、単独で参加することはできない。なお、共同事業体結成に関する協定書(またはこれに類する書類)を作成し、入札書等と併せて提出すること。

5. 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) 入札に係るスケジュール

- | | |
|-----------------------------|------------|
| ① 入札公告： | 平成21年3月中旬頃 |
| ② 入札説明会： | 平成21年3月中旬頃 |
| ③ 質問受付期限： | 平成21年4月初旬頃 |
| ④ 入札書提出期限： | 平成21年4月中旬頃 |
| ⑤ 企画書の審査及び入札参加者によるプレゼンテーション | 平成21年4月下旬頃 |
| ⑥ 開札及び落札者の決定： | 平成21年5月中旬頃 |
| ⑦ 契約締結： | 平成21年5月中旬頃 |

(2) 入札の実施手続き

①提出書類

民間競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)は、次に掲げる書類を別に定める入札公告書及び入札仕様書に記載された期日と方法により、当研究所が指定する場所まで提出すること。

- ア. 入札金額(契約期間内の全ての請負事業に対する報酬の総額の105分の100に相当する金額)を記載した書類(入札書)
- イ. 総合評価のための業務運営の具体的な方法及びその質の確保の方法等に関する書類(以下「企画書」という。)
- ウ. 法第15条において準用する法第10条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規定について評価するために必要な書類
- エ. 当研究所より提示する課題の中国語翻訳文

②企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、企画提案の内容として明らかにされる業務の質に関する評価を受けるため、次の事項を記載すること。

- ア. 組織的基盤に関する事項

主たる事業概要、従業員数、事業所の所在地、代表者略歴、主要株主構成、他の者との間で競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令（平成18年7月5日政令第228号）第3条に規定する特定支配関係にある場合その者（以下「親会社等」という。）に関する上記情報

イ. 経理的基盤に関する事項（次の書類を添付すること。）

- ・ 登記事項証明書
- ・ 直近3期分の法人税確定申告書の写し（税務署受付印のある申請書一式。財務諸表も添付すること。なお、直近の決算月が入札日から3ヶ月以上遡る場合は、入札日が属する月の前月末まで残高試算表を添付すること。）
- ・ 申請月を含む向こう6ヶ月間の資金繰り表
- ・ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（直近のもの）

ウ. 実施体制

- ・ 業務実施体制（責任者と事業担当者の役割分担、業務従事者・翻訳従事者の配置、当研究所との連絡体制など）
- ・ 翻訳従事者の履歴
- ・ 翻訳のチェック方法（チェックの流れ、問題発生時の対応など）
- ・ 請負事業の実施に当たり、その業務の一部について第三者に委託し又は請け負わせる場合には、業務の範囲、理由、委託先等に対する報告徴収その他運営管理の方法

エ. 事業計画

オ. ニュースレター「電子情報」案（日本語原稿と中国語翻訳文両方）

カ. 実績に関する事項

過去3年間に日本語から中国語への翻訳業務を実施した実績（翻訳の専門分野、翻訳量、翻訳文と日本語原稿（サンプル）等）

6. 落札者を決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項

請負事業を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価方式によるものとする。なお、評価は、当研究所に設置する外部専門家を含めた評価委員会において行う。

(1) 評価方法

①審査は必須項目審査及び加点評価項目により行う。次の必須審査項目については、その全てを満たした提案には基礎点100点を与え、その一つでも欠ける提案は不合格とする。

ア. 経理的基盤

- ・ 請負事業を確実に遂行できるだけの経理的基盤を有していること。

（評価項目）

直近3期分及び直近の決算期以降入札日が属する月の前月末までにおいて債務超過の状態にないこと、累損がないこと及び現在において手許流動性など資金繰りの状態が健全であること。

イ. 実施体制

- ・ 請負事業を確実に遂行できるだけの業務実施体制（責任者と事業担当者の役割分担、業務従事者・翻訳従事者の配置、当研究所との連絡体制、再委託先との責任体制など）の計画を立案していること。

ウ. 事業計画

- ・ 請負事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質の内容を全て満たした計画を立案していること。

②次の加点審査項目については、各項目について右に掲げる配点基準に従い採点を行い、加算点とする（０点～１００点）。

ア. 中国語翻訳の質の確保（内容に応じて０点～８０点）

- ・ ２（３）①の表に掲げられる量の翻訳（週平均３～４本、年間合計１５０本程度）を行うための翻訳者の確保等、実施体制が充実したものとなっているか（内容に応じて０点～１０点）。
- ・ 経済学に関する和文中訳の経験を有する等日本語、中国語双方において経済の専門用語を理解していると判断できる経歴を有しているか。（内容に応じて０点～５点）
- ・ 翻訳者は、経済学の学士号を取得している等経済学の知見を有しているか。（内容に応じて０点～５点）
- ・ 翻訳の質を確保するために効果的なチェック体制、手順などが具体的に示されているか（内容に応じて０点～２０点）。
- ・ 当研究所の研究内容を正確かつわかり易く翻訳する能力があるか（当研究所より提示する課題の翻訳について、正確さ・わかりやすさ、専門用語の的確性等について評価）（０点～４０点）。

イ. ニュースレターの作成について（内容に応じて０点～１０点）

ニュースレター「電子情報」案は、当研究所の紹介にあたって効果的な内容となっているか。

ウ. 実績（内容に応じて０～１０点）

過去３年間に経済学関係論文に関する和文中訳の実績があるか。

(2) 落札者の決定

- ①(1) ①の評価方法における必須審査項目を全て満たし、当研究所会計規程第４８条の規程に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、基礎点及び加算点の合計点を入札価格（予定価格の制限の範囲内であるものに限る。）で除して得られた値が最も高い者を落札者とする。
- ②必須審査項目を全て満たしている者のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- ③落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認める場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、上記の合計点の最も高い者を落札者とすることがある。

(3) 落札者が決定しなかった場合の措置

当研究所は、初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須審査項目を全て満たす入札参加者がなかった場合又は再度の入札を行ってもなお落札者が決定しなかった場合は、入札条件等を見直した後、再度公告を行う。

7. 入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

別紙のとおり。

8. 民間事業者が当研究所に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他請負事業の適正かつ確実な実施の確保のために民間事業者が講ずべき事項

(1) 民間事業者が当研究所に報告すべき事項、当研究所の指示による講ずべき措置

①報告等

民間事業者は、事業の開始日から1ヶ月が経過する毎に、実施状況報告書（中国語ホームページへの掲載したコンテンツ一覧、コンテンツ毎の翻訳者名、各コンテンツの翻訳及びホームページ掲載までに要した期間等）を作成し、該当月の翌月5日までに当研究所に提出しなければならない。

②調査

ア. 当研究所は、請負事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第26条1項に基づき、民間事業者に対し、必要な報告を求め、又は事務所に立ち入り、請負事業の実施の状況若しくは帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

イ. 立入検査をする当研究所の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

③指示

当研究所は、請負事業を適正かつ的確に実施させるために、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

①民間事業者は、個人情報収集及び保管し、又は使用するに当たっては、請負事業の実施に必要な範囲内でこれらの個人情報を収集及び保管し、又は使用しなければならない。

②民間事業者は、個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

③民間事業者、その役職員その他請負事業に従事する者又は従事していた者は、請負事業の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

④民間事業者は、請負事業を終了し若しくは中止した場合は、請負事業によって取得した当研究所の研究者等の個人情報を破棄しなければならない。この場合において、民間事業者は、前記情報が破棄されたことを証明する文書を契約期間終了日の属する月末又は請負事業を終了し若しくは中止した日の属する月の月末までに当研究所に提出しなければならない。

(3) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

①請負事業の開始及び中止

ア. 民間事業者は、締結された契約に定められた事業開始日に事業を開始しなければならない。

イ. 民間事業者は、やむを得ない理由により請負事業を中止しようとするときは、予め当研究所の承認を得なければならない。

②金品等の授受の禁止

民間事業者は、請負事業において当研究所の役職員から金品等を受け取ること又は当研究所の役職

員に与えることをしてはならない。

③宣伝行為の禁止

民間事業者及びその事業に従事する者は、「独立行政法人経済産業研究所」の名称並びに当研究所の保有するロゴなどを請負事業以外の自ら行う事業の宣伝に用いてはならない（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして事実のみ簡潔に記載する場合は除く。）。

④取得した個人情報の活用の禁止

民間事業者は、請負事業によって、取得した個人情報を、自ら行う事業若しくは当研究所以外の者との契約に基づき実施する事業に用いてはならない。

⑤記録及び帳簿

民間事業者又は民間事業者であった者は、請負事業の実施状況に関する記録及び帳簿書類を作成し、請負事業を終了し又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

⑥翻訳物の著作権の帰属

当業務における翻訳物の著作権は、原著作者及び当研究所に帰属するものとする。

⑦権利の譲渡

民間事業者は、請負契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

⑧再委託

ア. 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

イ. 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称・再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法）について記載しなければならない。

ウ. 民間事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により、あらかじめ企画書において記載した再委託先の変更や新たな再委託先の追加等を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにしたうえで、事前に当研究所の承認を受けなければならない。

エ. 民間事業者は、上記イ及びウにより再委託を行う場合には、民間事業者が当研究所に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し前記「（2）秘密を適正に取り扱うために必要な措置」及び本項（「（3）契約に基づき民間事業者が講ずべき措置」）に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。

オ. 上記イからエまでに基づき、民間事業者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合は、すべて民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

⑨業務従事者等の変更

民間事業者は、やむを得ない事由により予め企画書等において記載した業務従事者、翻訳従事者の変更を行う場合は、事前に当研究所に承認を得なければならない。

⑩契約内容の変更

当研究所及び民間事業者は、やむを得ない事由により契約の内容を変更しようとする場合は、予め変更の理由を提示し、それぞれの相手方の承認を得なければならない。

⑪契約の解除

当研究所は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

なお、当研究所が契約を解除したとき、民間事業者は、違約金として契約金額の10%に相当する金額を当研究所に納付するとともに、当研究所との協議に基づき、請負事業の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。

前記違約金の定めは、違約金額を超過する損害額についての損害賠償を妨げるものではない。

ア. 法第22条第1項第1号イからチ又は同項第2号に該当するとき

イ. 減額が1回以上行われ、かつ、ミスのが数が2. (5)③ア. イで定められた基準以上の月が累計で6ヶ月となったとき(この場合、違約金については、減額分を差し引いた額を納付するものとする)。

ウ. 暴力団員が業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき

エ. 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき

⑫損害賠償

民間事業者は、民間事業者の故意又は過失により当研究所に損害を与えたときは、当研究所に対し、その損害について賠償する責任を負う。

⑬不可抗力免責、危険負担

民間事業者は、上記事項にかかわらず、民間事業者の責に帰することができない事由により請負事業の全部又は一部の実施が遅滞したり、不能となったりした場合は責任を負わない。

⑭契約の解釈

契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と当研究所が協議する。

(4) 当研究所の監督体制

①翻訳・更新業務に係る監督は、当研究所ウェブ・編集担当マネージャーを責任者とする。

②実施要項に基づく民間競争入札に係る監督は、当研究所総務グループが行い、総務副ディレクター(管理担当)を責任者とする。

③請負事業の経理に係る監督は、当研究所総務グループが行い、経理マネージャーを責任者とする。

9. 請負事業を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関して民間事業者が負うべき責任

請負事業を実施するに当たり、民間事業者又はその職員その他の請負事業に従事する者が故意又は過失により、請負事業の受益者等の第三者に損害を加えたときは、

(1) 当研究所が当該第三者に対する賠償を行ったときは、当研究所は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額(当該損害の発生について当研究所の責に帰すべき理由が存する場合は、当研究所が自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分に限る。)について求償することができる。

(2) 民間事業者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について当研究所の責に帰すべき理由が存するときは、民間事業者は当研究所に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

10. 請負事業の評価に関する事項

(1) 評価時期

当研究所は、内閣総理大臣が行う評価の時期を踏まえ、各年度の業務終了時点における請負事業の実施状況について調査するものとする。

(2) 調査方法

民間事業者からの8. (1)①の報告等に基づき、調査を行う。調査においては、必要に応じて民間事業者（業務従事者、翻訳従事者等）からヒアリングを行うものとする。

(3) 調査項目

- ①2. (3)に掲げる各業務の実施状況
- ②2. (4)に掲げるサービスの質の達成状況

11. その他請負事業の実施に際し必要な事項

(1) 事業実施状況等の監理委員会への報告及び公表

①事業実施状況の報告及び公表

当研究所は、民間事業者の請負事業の実施状況について、10. に掲げる評価を行った後、官民競争入札等監理委員会へ年度毎に報告するとともに、公表する。

②立入検査、指示等の報告

当研究所は、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を官民競争入札等監理委員会に通知する。また、当研究所が必要と判断した場合は、当研究所はその措置の内容等を公表する。

(2) 民間事業者の責務

- ①本事業に従事する者は刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- ②民間事業者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は当研究所を通じて、資料又は報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。
- ③民間事業者は、法第55条の規定に該当する場合は、30万円以下の罰金に処されることとなる。
なお、法第56条に基づき、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第55条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

以上

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費 (単位:千円)

		17年度	18年度	19年度
人件費	常勤職員	301	759	735
	非常勤職員	991	2,674	2,327
	物件費			
	委託費等	15,977	12,982	10,656
	計(a)	17,269	16,415	13,718
参考値	減価償却費	0	0	0
	退職給付費用	44	46	51
(b)	間接部門費	1,977	5,471	4,971
(a)+(b)		19,290	21,932	18,740

(注記事項)

1.各費目の内容は以下のとおりです。
人件費:職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、法定福利費
委託費等:別紙のとおり。

2.減価償却費、退職給付費用及び間接部門費は推計の要素を含む参考情報であり、各費目の算定方法は以下のとおり。
①入札対象事業において、減価償却費の算定対象となる資産はない。
②退職給付費用の算定方法は、以下のとおり。
入札対象業務の実施に要した常勤職員に係る退職給付費用は、個別に算出している。
③間接部門費は、弊所総務G内総務、管理、経理各部門を対象に、人件費は研究部門における入札対象事業に従事している人員の人件費比、退職給付費用は研究部門における入札対象事業に従事している人員の退職給付費用比、その他経費と雑損は研究部門における入札対象事業に従事している人員比を基準に配賦している。

2 従来の実施に要した人員

(単位:人)

	17年度	18年度	19年度
常勤職員	0.057	0.167	0.167
非常勤職員	0.300	1.000	1.000

(業務従事者に求められる知識・経験等)

翻訳及び更新の全体作業を管理・把握し、翻訳及びウェブ作成の品質管理に関して、一義的な責任を負える体制をとっている。

各業務の作業期限が遵守され、入力ミスや翻訳の誤りがないように、全作業に関して十分な品質管理を維持する。
非常勤職員の勤務状況は、平成17年度では同年7月上旬より週2日勤務、平成18年度以降は週4日勤務となっている。

(業務の繁閑の状況とその対応)

・年間を通じて、ほぼ一定の業務量であり、大きな繁閑の変動はない。

(注記事項)

委託対象の業務に従事した常勤(1名)、非常勤職員(1名)について、全体のうち当該業務に携わる比率を考慮して算定している。

3 従来の実施に要した施設及び設備

- ・作業場所 独立行政法人経済産業研究所 東京都千代田区霞が関1-3-1
- ・担当職員1名に対し、執務用パソコン1台を貸与。

(注記事項)

- 1.入札対象業務に当たり、民間事業者が常時使用できる事務・執務スペース及び機器、備品及び業務に必要なソフトウェアの貸与はない。なお、現在中国語ホームページ制作時に使用しているソフトウェアは、MSOffice(中国語版)となっている。
- 2.中国語ホームページの更新時には、空席になっているスペースを貸与し、更新作業を行う。これは、セキュリティの都合上、公開サーバーに外部からファイルをアップロードすることを禁止しているためである。

4 従来の実施における目的の達成の程度

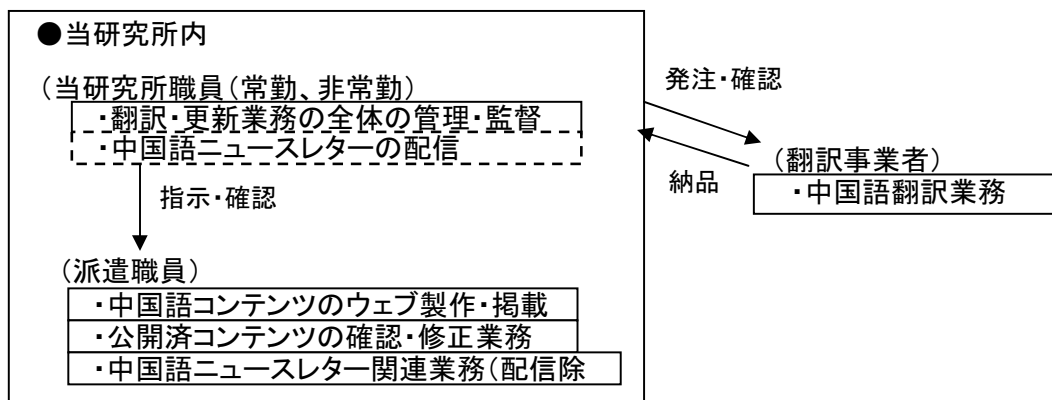
	17年度		18年度		19年度	
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績

(注記事項)

- 本事業において達成すべき目標として設定した①日本語サイト掲載から中国語サイト掲載までの期間、
②中国語翻訳の質の確保については、従来の実施において定期的、定量的な調査は行っていない。

5 従来の実施方法等

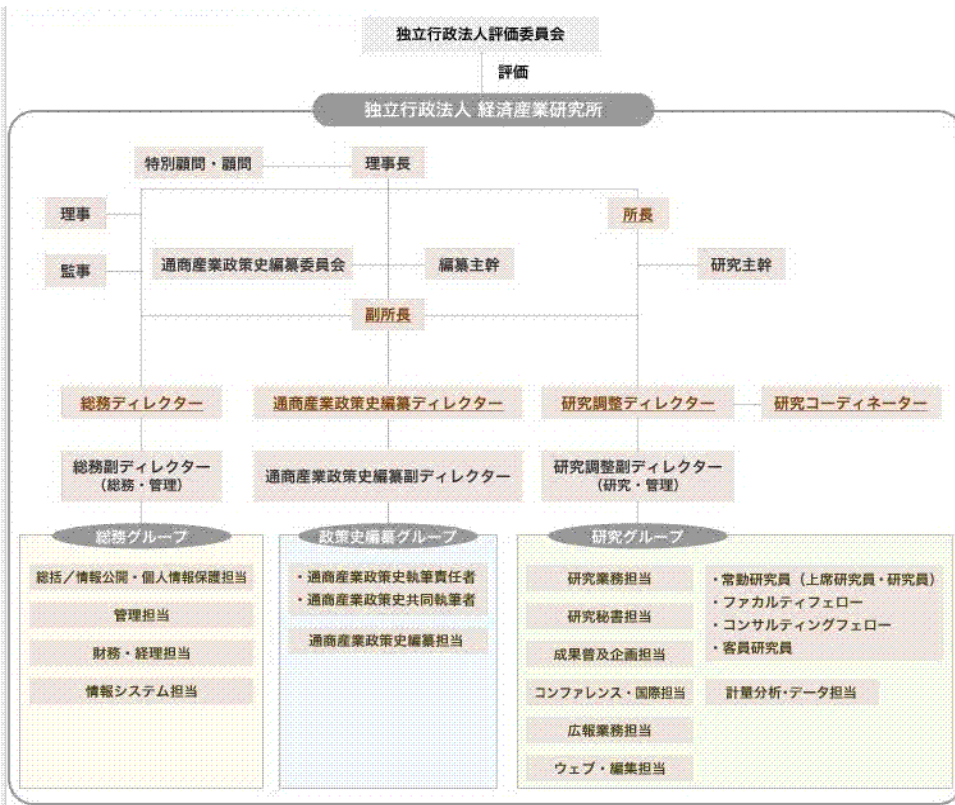
従来の実施方法（業務フロー図等）



・――線で囲まれた以外の業務については、民間事業者が行う業務となる。

・これまで、中国語ホームページは、1週当たり平均3～4コンテンツの更新を実施している。

組織図



（事業の目的を達成する観点から重視している事項）

・全体

翻訳及びホームページ作成の全体作業を管理・把握し、翻訳及びウェブ作成の品質管理に関して、一義的な責任を負える体制をとっている。

作業期限が遵守され、入力ミスや翻訳の誤りがないように、全作業に関して十分な品質管理を維持する。

・ホームページ

ホームページ作成・編集に関する専門知識を有し、ホームページの作成・更新を正確に実施できる。

・中文翻訳

中国語を母国語とし、経済学の基礎知識及び中国語翻訳・校正実務の経験を有し、翻訳等実務を正確かつ迅速に行う。

中国語翻訳の作業期間は、400字詰め原稿用紙5枚以内の日本語原稿を日本語ホームページに原稿が掲載された日から8営業日を過ぎた翌週の木曜日まで、400字詰め原稿用紙10枚以内の日本語原稿を日本語ホームページに原稿が掲載された日から15営業日を過ぎた翌週の木曜日まで、「プロジェクト概要とテーマ」（文字数25,000字）の日本語原稿は、1ヶ月以内にそれぞれ完成させる。

中国語サイトのコンテンツ翻訳・更新業務・業務区分表

業務内容	業務細目	現状			入札後		備考(作業時期・頻度・条件等)
		RIETI	派遣職員	翻訳事業者	RIETI	請負者	
①翻訳業務	翻訳			○		○	ほぼ毎日
②中国語コンテンツのウェブ製作・掲載業務	中国語コンテンツのウェブ製作	○	○			○	ほぼ毎日 (RIETI職員は、管理・監督)
	サイトへの掲載	○	○			○	毎月1回 (RIETI職員は、管理・監督)
	「更新情報」への掲載	○	○			○	ほぼ毎日 (RIETI職員は、管理・監督)
③公開済コンテンツの確認・修正業務	リンクやアクセシビリティのチェック	○	○			○	毎月1回 (RIETI職員は、管理・監督)
	コンテンツの内容の確認	○	○			○	毎週1回 (RIETI職員は、管理・監督)
	修正		○			○	誤りが見つかったときは 随時修正
④中国語ニュースレター関連業務	ニュースレター日本語原稿の作成		○			○	毎月1回
	中国語への翻訳			○		○	ほぼ毎日
	購読者への配信	○	△		○		毎月1回(基本的には、RIETI職員が配信するものの、本業務以外で多忙なときには、派遣職員が代行している。)
	サイトへの掲載	○	○			○	毎月1回 (RIETI職員は、管理・監督)

委託費等の内訳

	17年度	18年度	19年度
①外部委託業務 (業務内容)	5,678千円 中国語コンテンツのウェブ制作 (HTML製作) サイトへの掲載(アップロード作業) コンテンツ内容の確認・修正 中国語ニュースレターの日本語原稿作成	3,309千円 中国語コンテンツのウェブ制作 (HTML製作) サイトへの掲載(アップロード作業)	
②派遣職員費用 (業務内容)		3,678千円 コンテンツ内容の確認・修正 中国語ニュースレターの日本語原稿作成	5,945千円 中国語コンテンツのウェブ制作 (HTML製作) サイトへの掲載(アップロード作業) コンテンツ内容の確認・修正 中国語ニュースレターの日本語原稿作成
③中国語翻訳費	10,299千円	5,995千円	4,711千円
合計	15,977千円	12,982千円	10,656千円

※外務委託により実施していた①の業務内容については、年々内製化を進めて19年度には全てを②の派遣職員の業務としている。

※17年度から19年度を通じて業務の内容、量に大きな変動はない。中国語翻訳業務については18年度から公募による企画競争を実施した。

20年度委託費やその他委託費等に関する詳細な説明は説明会において行うこととする。